

平田村復興推進計画

令和元年 10 月 17 日
福島県平田村

1. 計画の区域

平田村全域

2. 計画の目標

平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災は、東北地方を中心に未曾有の被害をもたらし、本村でも最大震度 5 強が観測され、家屋の損壊をはじめ、道路・上下水道設備等の公共インフラにも被害が生じた。

さらに、原子力発電所事故に伴う風評被害は、本村の主要産業である農業や畜産、観光等に大きな打撃を与えたほか、製造業においては、雇用の不安定化が懸念されるなど、地域経済や住民生活に不安を生じさせている。

このような中で、浜通り地域に比べ比較的地震被害の少なかった本村の地勢及び産業立地条件などの優位性を活かし、福島県の復興に貢献していくために、本村の中核的産業を担う立地企業の設備投資を支援することにより、本村経済の活力再生及び雇用確保を図ることを目標とする。

3. 計画の目標を達成するために推進しようとする取組の内容

本村の経済の活力再生と雇用確保を図るために、本村において中核的産業である金属製品製造業について、立地企業の設備投資を支援する。

4. 計画の区域において、実施し、又はその実施を促進しようとする復興推進事業の内容及び実施主体に関する事項並びに復興推進事業ごとの特別の措置の内容

「復興特区支援貸付事業」

① 事業の内容

本村に立地する三進金属工業株式会社福島工場（以下「対象事業者」という。）に対し、本村西山地区において、産業用スチールラック製造等に係る設備増強を行うために必要な資金を金融機関が貸し付ける事業

② 貸付の対象となる事業が計画の目標を達成する上で中核となるものであることの説明

本村における金属製品製造業は、本村全体の製造業における従業員数で第 2 位に位置付けられている中核的産業である。また、本事業は、本村で唯一 100 名を超す雇用を抱え、本村産業を牽引する対象事業者が実施するものであり、6

人の新規雇用も予定している。

したがって、対象事業者が金属製品製造の設備増強を図る本事業は、地域において大きな経済波及効果や雇用効果を創出するとともに、生産拡大を機に国内のみならず国際的な視野に立って、アジア地域を中心にグローバルな販路開拓を目指している。本村産業において中核的な存在である対象事業者に対して、工場の製造設備の増強支援を行うことは、計画の目標である「本村経済の活力再生及び雇用確保を図る」ことを達成するために必要かつ有効な事業であり、計画の目標達成へ大きく寄与するものである。

③ 施行規則第2条に規定する該当事業

施行規則第2条第6号

④ 利子補給金の支援を受ける予定の金融機関名

株式会社商工組合中央金庫

⑤ 特別の措置

本事業を実施する者に対して必要な資金（3億円以上）を貸し付ける指定金融機関への復興特区支援利子補給金の支給（法第44条の規定に基づく措置）

5. 当該計画の実施が当該計画の区域における復興の円滑かつ迅速な推進と当該計画の区域の活力の再生に寄与するものである旨の説明

対象事業者は、東日本の製造拠点を本村に置き、産業用スチールラックや立体自動倉庫などの物流保管設備、ソーラー架台やフロア一材等の構造物、スチール製実験研究設備等の開発・製造・販売を行っている。主力のスチールラックの生産量では国内トップクラスの実績を誇り、本村における製造業の牽引役として重要な役割を果たしている。

当該計画に定められた復興推進事業の実施により、対象事業者の生産性がさらに向上することで安定した事業活動が確保され、将来にわたり本村の雇用創出にもつながるものと見込まれる。

これらの効果は、本村における復興の円滑かつ迅速な推進と活力の再生に十分寄与するものである。

6. その他

本計画の策定に際し、法第4条第3項に基づき、福島県の意見を聴取した。

また、平田村、株式会社商工組合中央金庫及び対象事業者を構成員とする平田村復興推進協議会（地域協議会）において、法第4条第6項に基づく協議を行った。